

岡山大学日本留学情報センター（ミャンマー連邦共和国）に
勤務する職員の就業に関する要項

〔平成28年4月28日〕
学 長 裁 定
改正 平成29年5月31日
令和元年9月26日

（趣旨）

第1条 この要項は、岡山大学日本留学情報センター（ミャンマー連邦共和国）（以下「センター」という。）に勤務する職員の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（勤務命令）

第2条 学長は、職員に対してセンター勤務を命じる場合には、あらかじめ本人の同意を要するものとする。

（労働条件の明示）

第3条 学長は、センター勤務を命じる職員に対し、国立大学法人岡山大学職員就業規則（平成16年岡大規則第10号。以下「就業規則」という。）第8条に定めるところにより労働条件を書面により明示しなければならない。

（服務）

第4条 センターに勤務する職員（以下「職員」という。）の服務については、就業規則を適用するとともに、ミャンマー連邦共和国の法令、習慣等を遵守しなければならない。

（兼業の制限）

第5条 職員がミャンマー連邦共和国外に移動しなければ従事できない兼業については、原則として承認することができない。ただし、本国等へ職務として移動（第8条の規定による休暇帰国を含む。）した際に従事することができる兼業については、この限りではない。

（勤務時間等）

第6条 職員の勤務時間は、就業規則第42条第1項の規定により、8時30分から17時15分までとし、休憩時間は、12時から13時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育職員については、就業規則第42条第6項に規定する専門業務型裁量労働制を適用するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、センターの運営上の事情又はミャンマー連邦共和国の慣習等により、特別の形態によって勤務する必要がある場合には、就業規則第42条第2項の規定に準じて国際部長が職員の勤務時間、休憩時間及び次条に定める休日を割り振ることができる。

（休日）

第7条 職員の休日は、次の各号に定める日とする。

- 一 土曜日及び日曜日
- 二 ミャンマー連邦共和国の法令、慣習等に基づく祝日
- 三 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項第2号に定める休日は、国民の祝日に関する法律による休日の日数の範囲内で、国際部長が個別に指定するものとする。

（休暇帰国）

第8条 学長は、1年に1回、暦日による14日以内の期間（センターと本国との間を往復するに要する期間を除く。）の休養のために帰国（以下「休暇帰国」という。）を許

可することができる。

- 2 病気その他やむを得ない理由により学長が特に認めた場合には、前項の期間に暦日による14日以内の期間を加えることができる。
- 3 前2項の休暇は、特別休暇として取り扱うものとする。
- 4 休暇帰国をしようとする者は、あらかじめ休暇簿に記入して、学長の承認を受けなければならない。
- 5 学長は、前項の承認をしたときは、直ちに国際部長を経由して休暇簿を提出した者に通知しなければならない。
- 6 休暇帰国の承認を受けた者は、承認された日程により帰国しなければならない。ただし、病気その他やむを得ない理由により、承認された日程により難しいときは、学長の承認を受けなければならない。

(休暇帰国に係る旅費)

第9条 前条の規定により休暇帰国が承認された者に対しては、旅費を支給することができる。

- 2 前項の規定により支給する旅費は、センターと本国との間の往復の旅行について、国立大学法人岡山大学職員旅費規程（平成16年岡大規程第22号。以下「旅費規程」という。）により計算した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び旅行雑費とする。
- 3 前項の場合において、職員が当該休暇帰国に際し、扶養親族（国立大学法人岡山大学職員給与規則（平成16年岡大規則第14号。以下「給与規則」という。）第13条の規定に基づき扶養手当が支給されている扶養親族に限る。）を随伴するときは、旅費規程第37条の規定に準じて計算した旅費に相当する額を前項の旅費に加算して支給することができる。この場合、旅費規程第37条第2項第1号中「鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当」とは、「鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額」と、同条同項第2号中「鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当」とは、「鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額」と読み替えて準用するものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、職員が第12条第2項の規定に基づき、休暇帰国の際に定期健康診断を受けるときは、当該受診日について日当を支給するものとする。

(結婚休暇)

第10条 職員が、結婚する場合で、本国で結婚式その他結婚に伴い必要と認められる行事等を行うとき、就業規則第58条第5号に定める特別休暇の日数にセンターと本国間の往復に要する日数を加えることができる。

(懲戒)

第11条 職員の行為が、就業規則第67条に定める懲戒事由に該当する場合には、懲戒処分を行うことができる。

(健康診断)

第12条 職員は、国立大学法人岡山大学職員労働安全衛生管理規程（平成16年岡大規程第21号。以下「安全衛生管理規程」という。）第16条第5項の規定に基づき、出国しようとするとき、及びセンター勤務を終えて帰国した後（引き続き法人業務に従事する場合に限る。）に、海外派遣職員健康診断を受診しなければならない。

- 2 職員は、第8条第1項の休暇帰国した際に安全衛生管理規程第16条第1項第2号の定期健康診断を受け、その結果を書面により提出しなければならない。ただし、職員が他の一時帰国の際、又はミャンマー連邦共和国で安全衛生管理規程第17条第1項に掲げる健康診断の項目の全てについて受診した場合で、その結果を書面により提出したときは、この限りではない。
- 3 前2項の健康診断に係る費用は、法人が負担するものとする。

(赴任及び帰国に係る旅費)

第13条 新たに採用された職員がセンター勤務を命ぜられたとき、又は現に在職する職

員でセンター勤務を命ぜられたとき、若しくはセンター勤務を終え本邦へ帰国し、引き続き法人業務にするとときは、旅費規程に基づき赴任等に係る旅費を支給するものとする。

2 前項に規定する旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費とする。

(帰住旅費)

第14条 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行する場合には、旅費規程に基づき、帰住に係る旅費を支給するものとする。

(給与等)

第15条 職員の給与については、当該職員に適用される岡山大学の就業規則等に関わらず、ミャンマー連邦共和国における生活環境、センターにおける勤務環境等ミャンマー連邦共和への派遣の実態を考慮して、特別に次のとおりの措置を行うものとする。ただし、ミャンマー連邦共和国における経済情勢の変化等の事情により、この条項による措置では派遣に支障が生じると学長が判断する場合は、更に特別の措置を行うものとする。

一 俸給の調整額

業務の特異性、ミャンマー連邦共和国における言語環境・商慣習の違い等に伴う様々な業務処理の困難性を考慮して、給与規則第3条に定める俸給の調整額に準拠して、同条第2項に定めるところの調整基本額に調整数3を乗じた額を支給するものとする。

二 派遣職員居住手当

前年度の各月初めにおける米ドルの円換算レートの年間平均に、契約家賃額を乗じて得た円換算額(1,000円未満切り捨て)を派遣職員居住手当として支給する。また、派遣職員がホテル又はこれに類する宿泊施設に1か月以上居住する場合は、当該月の支払い済みの室料をもって契約家賃額とし、派遣職員居住手当として支給するものとする。

なお、派遣職員居住手当は、月額150,000円を上限とする。

三 ハードシップ手当

生活水準・生活様式や社会環境、気候風土の違い等から生じる肉体的・精神的負担等を勘案してハードシップ手当を支給することとし、その月額は100,000円とする。

(就業規則の準用)

第16条 この要項に定めのない事項については、就業規則の規定を準用する。

附 則

この要項は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年10月1日から施行する。